

安倍元首相の国葬と教育現場への弔意の強制に反対する執行委員会声明

7月22日、岸田政権は、安倍晋三元首相の「国葬」を9月27日に実施することを閣議決定した。「国葬」には法的根拠がなく、国民に弔意を押し付けるような行事を閣議決定のみで強行することは、それこそ「民主主義に対する挑戦」である。しかも「国葬」であれば税金が使われることになるにも関わらず、国会審議も経ずに決定してしまった。極めて恣意的な税金の支出にも重大な問題がある。

国が葬儀を執り行うということは、国民に対して、該当する政治家への賛美を発することであり、いくら強制しないと云っても「弔意を示せ」という明確なメッセージとなってしまう。「弔意」という極めて私的で個人の内面に係ることに国家が口をはさむことは、内心の自由・思想良心の自由の侵害であり、許されることではない。

そもそも「国葬」とは、明治期には天皇の勅令によって行われてきたものでありナショナリズムの高揚に利用されてきた、極めて政治的な行事である。大正時代になり明文化された「国葬令」では、対象は「皇族」と「国家に偉功あるもの」とされ、山本五十六や東郷平八郎などの軍人も「国葬」にされてきた経緯がある。日本国憲法下で「国葬令」が廃止されている現代に「国葬」を行う根拠はなく、戦前のようなナショナリズムの復活が危惧される。

また今回、異例の国葬という形にする理由として、安倍元首相が「卓越したリーダーシップと実行力でわが国のために首相の重責を担った」ということを挙げ、彼の功績を称えていることには、多くの異議がある。とりわけ教育に対して大きな改悪をもたらしており、彼に大きな功績があるということには、教職員組合として到底賛同できない。

第一に教育基本法を改悪し教育の国家統制を進めた。この改悪では「公共の精神」「伝統の尊重」「我が国の未来を切り拓く」「社会において自立的に生きる」などの文言を用いて、教育を国家にとって都合のよい人材育成ができる制度に変容させた。特に教育の目的として「我が国と郷土を愛する態度を養う」と規定したこと、旧教基法十条を「教育は不当な支配に服することなくこの法律及び他の法律にもとづいて行われるべき」と変え教育への国家の介入を是としたことは、その後の教育の在り方を大きく歪めてしまった。自分の意に沿う人材を集め、教育再生実行会議や各教育委員会への総合教育会議の設置などにより教育の国家支配は進み、その最たるものが道徳の教科化であった。

第二に教員免許更新制を導入した。この教員へ徒に多大な負担を強いるだけで何の効果も発揮しなかった天下の悪法は、今では文科省ですらその弊害を指摘するようになり、何の謝罪もないまま廃止された。11年以上教員を苦しめたこの制度によって、現在の教員のなり手不足の問題は確実に加速した。

第三に明らかに彼が主導して戦争のできる国づくりを進めた。戦後レジームからの脱却と言いながら、戦前の治安維持法などを想起させる「共謀罪」法・秘密保護法を次々と強行採決し、ついには「集団的自衛権」を認める戦争法たる「安全保障法制」を成立させてしまった。ロシアによるウクライナ侵攻を見るまでもなく、すべての戦争は「自衛」を理由に始められるのであり、これによ

って日本は米国の主導するあらゆる戦争に参加することが可能になってしまった。

第四に「森友・加計・桜」に象徴されるように、政治の私物化が甚だしかった。自分の考えに近いものを優遇し政治の腐敗が一層進行したように思う。NHK への放送内容変更に関わるなど、メディアへの検閲や圧力など権力の乱用も散見された。そのため第二次安倍政権発足以降日本の報道の自由度ランキングは急速に下がり、近年は 70 位前後と低い水準となっている。

第五に、2020 年に COVID - 19 の感染症がまん延し始め検閲体制などの初期対応に批判が集中するや、突然全国の学校の一斉休校を決めた。今となっては社会の大きな混乱を招き、医療従事者等のエッセンシャルワーカーを保護者として拘束してしまう悪政であったとしか言いようがない。批判の矛先をかわすためだけの「大胆な」策として簡単に子どもの犠牲を強いる姿勢と、両親が揃い、そのうち一人がいつでも子育てに専念できるという条件に恵まれた限られた家庭しか想定していない彼の現状把握の乏しさが露呈した措置であった。そして、本来学校で決めるべき学校の休校が行政の長によって押し付けられるという悪例を作ってしまった。

このように安倍元首相は、大きく日本の進む方向と教育を曲げた。強行採決によって民意を無視して自分の思うように国を変えていくことを「卓越したリーダーシップ」と褒めたたえることなどできない。「国葬」として彼の功績を称えれば、こうした重大な問題点がなかったこと、良かったことに変換されてしまう危惧がある。教育の国家統制も、戦争のできる国づくりも、彼が進めてきた誤った道であり、彼の死後、あるべき姿に戻す努力を続けなければならない。

また、国葬については教育現場への直接の影響も懸念される。7 月 11 日の葬儀の際にも、都教委をはじめ複数の自治体で、学校に半旗の掲揚について「特段の配慮をお願いする」という通知を出していたことが明らかになった。いくら国会で総理大臣に指名された人物とはいえ、特定の政党の代表であったものの葬儀に、学校が弔意を示す半旗の掲揚をすることは、教育の政治的中立を謳った現教育基本法 14 条に反する。都教委などは「強制はしていない」としているが、「特段の配慮」という強い言い方で「お願い」することは、各学校では「忖度」を呼び起こし事実上の強制となってしまう。たとえ学校単位で掲揚するかしないかを定めることができたとしても、掲揚を決めた学校の子どもたちには弔意が強制されてしまう。このような通知は出すべきではなかった。

このような状況を鑑みれば、「国葬」になればもっと大きな圧力をもって、「弔意の強制」が教育現場に襲ってくることが予想される。半旗の掲揚に加え、黙とうの実施などがあれば、より不可抗力な弔意の強制となる。このような国葬に合わせた思想信条の自由を侵す行動が学校へ依頼されることは、絶対にあってはならない。

東京教組は、安倍元首相の国葬の実施に反対するとともに、「教育の行政からの独立性」の重要性から教育現場への弔意の表明に関する一切の行動を学校現場に通知しないことを強く求める。

2022 年 8 月 23 日
東京教組執行委員会